

本件事案の概要図

※説明のために
簡略化しており、
一部デフォルメ
している

立花証券

経営陣

・自主規制機関の検査における指摘事項への対応や改善策の策定を内部管理部门に任せきり。

内部管理態勢
及び経営管理
態勢が不十分

内部管理部门（第2線）

・営業部門への適切な指導を行っておらず、
けん制が不十分。
・取引モニタリングに不備があり、実効性
がない。

営業部門（第1線）

・営業員に対する
けん制機能を全く
発揮していない。

部支店長
・
内部管理
責任者

営業員

虚偽告知
誤解表示

営業員主導の
不適切な勧誘

高齢顧客

過大な取引に
より過度な手
数料を負担さ
せている

内部監査部門（第3線）

・人員不足等を理由に実効性のある社内監査を行っていない。

モニタリング、内部監査の形骸化

【問題が生じた背景】

- 営業員の業績評価基準や褒賞金等が、手数料実績に大きく偏重したインセンティブ制度となっていた。
- 経営陣が、手数料実績に大きく偏重したインセンティブ制度を継続する一方で、実効性ある法令等遵守態勢の整備を行わないまま、長年にわたって**営業優先の企業風土を醸成**。